

## 平成 30 年度里山と文化財が織り成す地域資産再生事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 知事は、琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりを推進するとともに、里山に所在する文化財を地域の資源として再生し活用を図るため、市町が行う里山の整備に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和 48 年滋賀県規則第 9 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象および補助率等)

第 2 条 補助の対象となる事業の要件、業務、経費、補助率および補助事業者は別表に定めるところによる。

(事業計画協議書の提出)

第 3 条 この事業を実施しようとする補助事業者は、あらかじめ事業計画協議書（様式第 1 号）を教育長に提出しなければならない。

(補助金の額の内示)

第 4 条 教育長は、前条の規定による事業計画協議書を受理したときは、必要に応じて事情聴取等を行うとともに、その内容を審査し、補助事業として適当と認めるときは、速やかに補助金の額の内示を行い、事業計画協議書を提出した補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助金交付申請書（様式第 2 号）に次に掲げる関係書類を添え、教育長が定める日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別紙 1）
- (2) 施行位置図（縮尺 1 / 5000）
- (3) 協定書
- (4) 対象森林の現況写真

(補助金の交付決定)

第 6 条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。なお、補助金の交付の決定の標準的な処理期間は、前条の規定による補助金交付（変更交付）申請書が到達した日から起算して 14 日とする。

(交付決定の通知)

第 7 条 知事は、補助金の交付または変更交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容およびこれに条件を付した場合にはその条件を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の額の増減、20%を超える経費の配分の変更
- (2) 以下に掲げる事業内容の重要な変更をしようとする場合
  - ① 対象里山の変更
  - ② 委託業務内容の変更・追加
  - ③ 補助対象業務における20%を超える作業量の変更
- (3) 補助事業を中止、または廃止しようとする場合

(状況報告)

第9条 規則第10条の規定による報告は、必要に応じて別に定める。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から起算して1か月を経過した日または翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、事業実績報告書(様式第4号)に次に掲げる関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(別紙1)
- (2) 事業施行前後の状況のわかる写真
- (3) 施行位置図(縮尺: 1/5000)

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、速やかに当該実績報告書を審査し、補助金の交付条件に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、概算払により交付することができるものとする。

(補助金に係る帳簿等の保存年限)

第13条 補助事業者は、補助金に係る帳簿および証拠書類を、当該補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

付 則 この要綱は、平成30年9月13日から施行し、平成30年度分の補助金に適用する。

別表（第2条関係）

事業名	平成30年里山と文化財が織り成す地域資産再生事業
補助事業要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財が存在する、あるいは文化財の価値や保護環境および景観の保全に係る里山を対象地とする事業であること</li> <li>・事業対象地が琵琶湖森林づくり条例（平成16年3月29日滋賀県条例第2号）第14条における里山であること</li> <li>・事業対象地が公的に管理された里山でないこと</li> <li>・事業対象地が私有地であること</li> <li>・市町が森林所有者等と、事業実施に関する協定を締結すること</li> <li>・公共事業等で整備されたことのない里山であること</li> <li>・事業対象地が事業実施後5年以上公開されること</li> </ul>
補助対象業務	<p>①不要木の伐採および処分による森林整備  【内容】枯損木伐倒、混みすぎた上層木の抜伐り、異常侵入竹などの伐倒および処分（下層木除伐、つるきり、玉切り、林内整理、棚積み、チップ化、伐採木搬出を含む。）</p> <p>②文化財所在森林への誘導路の整備  【内容】補修、路面清掃、誘導設備設置等</p> <p>③文化財所在森林の活用設備の設置  【内容】解説板等</p> <p>④文化財所在森林の中の簡易な歩道の整備  ただし、①～③は必ず実施するものとする。</p>
補助対象経費	<p>以下に掲げる、市町が森林所有者等との上記事業要件記載の協定に規定された里山整備、利用活用および維持管理の方針に基づいて行う里山環境整備に要する経費</p> <p><input type="checkbox"/> 委託料または請負工事費  不要木の伐採および処分ならびに解説板等設置に係るもの  （内訳）作業員経費 機械損料 機械燃料費 資材費  機械器具借上 測量経費 消耗品費 看板設置費  その他整備に必要な直接経費</p> <p><input type="checkbox"/> 報償費・旅費  事業実施に関する有識者等による指導助言に係るもの</p> <p><input type="checkbox"/> 共済費・賃金・需用費・使用料  市町が直接森林整備を実施する場合に要する経費</p>
補助率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定額（ただし、上記補助対象業務①に関しては700千円/haを上限とする）</li> </ul>
補助事業者	対象となる里山の所在する市または町

## 参考

### 琵琶湖森林づくり条例―抜粋―

#### （里山の保全推進）

第14条 県は、集落周辺にあつて、薪炭用材の採取等を通して維持もしくは管理がなされており、またはかつてなされていた森林（以下「里山」という。）の整備およびその多面的な利用を促進することにより里山の保全を図るため、里山の所有者および里山を整備し、または多面的に利用しようとする県民等が協働して行う活動に対して、必要な支援を行うものとする。

様式第1号

番 号  
平成 年 月 日

平成30年度里山と文化財が織り成す地域資産再生事業計画協議書

滋賀県教育委員会教育長 あて

補助事業者名

平成 年 月 日付け滋教委文保第 号で通知のあった里山と文化財が織り成す地域資産再生事業について、次の関係書類を添えて協議します。

関係書類

- ・事業計画書（別紙1）
- ・事業計画位置図
- ・事業計画範囲図
- ・現況写真

平成30年度里山と文化財が織り成す地域資産再生事業計画書

1. 事業計画

実施場所 (地区名および 対象文化財名)	森林所有者	事業量	事業費	備考
			円	
計	人	ha	円	

2. 事業計画の概要

<p>(1) 事業の目的</p> <p>(2) 事業の内容</p> <p>①不要木の伐採および処分による森林整備</p> <p>②文化財所在森林への誘導路の整備</p> <p>③文化財所在森林の活用設備の設置</p> <p>④その他</p>
--

3. 収支予算

(1) 収 入

区 分	金 額	積 算 内 訳
	円	
計		

(2) 支 出

区 分	金 額	積 算 内 訳
	円	
計		

番 号  
平成 年 月 日

平成30年度里山と文化財が織り成す地域資産再生事業補助金交付申請書

滋賀県知事 へ

補助事業者名

平成30年度里山と文化財が織り成す地域資産再生事業について、里山と文化財が織り成す地域資産再生事業補助金〇〇〇〇〇円を交付されるよう、平成30年度里山と文化財が織り成す地域資産再生事業補助金交付要綱第5条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- ・事業計画書（別紙1）
- ・施行位置図（縮尺1/5000）
- ・協定書
- ・対象森林の現況写真

## 平成30年度里山と文化財が織り成す地域資産再生事業計画書

## 1. 事業計画

実施場所 (地区名および 対象文化財名)	森林所有者	事業量	事業費	備考
			円	
計	人	ha	円	

## 2. 事業計画の概要

<p>(1) 事業の目的</p> <p>(2) 事業の内容</p> <p>①不要木の伐採および処分による森林整備</p> <p>②文化財所在森林への誘導路の整備</p> <p>③文化財所在森林の活用設備の設置</p> <p>④その他</p>
--

## 3. 補助事業の着手及び完了予定期日

着手	平成 年 月 日
完了	平成 年 月 日





様式第3号

平成30年度里山と文化財が織り成す地域資産再生事業変更（中止、廃止）承認申請書

番 号  
年 月 日

滋賀県知事 様

補助事業者名

平成 年 月 日付け滋教委文保第 号で交付決定の通知があった里山と文化財が織り成す地域資産再生事業の実施について、別紙理由書に記載した理由により、事業内容および経費の配分を変更（中止、廃止）したいので承認されたく、関係書類を添えて申請します。

注1 「事業内容および経費の配分を変更（中止、廃止）」の箇所は不要文字があるときは、その文字を削除すること。

2 関係書類は補助金交付申請書に添付した事業計画書（別紙1）とし、その記載にあたっては、変更後を上段に、変更前を下段書きにすること。

番 号  
平成 年 月 日

平成 30 年度里山と文化財が織り成す地域資産再生事業実績報告書

滋賀県知事                      あて

(報告者)

補助事業者名

平成 年 月 日付け滋教委文保第 号により 交付決定・変更交付決定 の通知  
があった里山と文化財が織り成す地域資産再生事業について、平成 30 年度里山と文化財が織り成  
す地域資産再生事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

関係書類

- ・事業実績書（別紙 1）
- ・事業施行前後の状況のわかる写真
- ・施行位置図（縮尺：1／5000）

別紙1

平成30年度里山と文化財が織り成す地域資産再生事業実績書

1 事業実績

実施場所 (地区名および 対象文化財名)	森林所有者	事業量	事業費	備考
			円	
計	人	ha	円	

2. 補助事業の実施期間

着手	平成 年 月 日
完了	平成 年 月 日

3. 補助金の交付決定額と精算額

交付決定額 (変更交付決定額)	円
精算額	円





様式第5号

平成30年度里山と文化財が織り成す地域資産再生事業補助金交付請求書  
(概算払・精算払)

金 円

平成 年 月 日付け滋教委文保第 号で（交付決定）・（変更交付決定）・（額の確定の通知）があった里山と文化財が織り成す地域資産再生事業補助金を上記のとおり交付されるよう、平成30年度里山と文化財が織り成す地域資産再生事業補助金交付要綱第12条の規定により請求します。

年 月 日

滋賀県知事 あて

請求者住所

氏 名